

---

## STAGE4. 社会教育に関する法制度・政策を読み解く

---

p.174 (22 行目) に以下の事項を追加してください。

・2006 (平成 18) 年 12 月の教育基本法の改正

⇒・2008 (平成 20) 年 6 月 4 日 「社会教育法等の一部を改正する法律」

(=社会教育法・図書館法・博物館法の一部改正) が成立 (平成 20 年法律第 59 号)

※図書館法・博物館法の改正は約 50 年ぶり。

・2008 (平成 20) 年 6 月 11 日 「社会教育法等の一部を改正する法律」が公布・施行

(ただし、図書館に関する科目の制定については、2010 (平成 22) 年 4 月 11 日施行)

---

p.180 (下から 2 行目) ~p.181 (上から 2 行目) の第 2 項を以下の条文に差し替えてください。社会教育法第 3 条の一部改正により第 2 項が新設され、改正前の第 2 項は新規内容が追加されて第 3 項となりました。(下線部は改正後の内容)

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

---

p.185 (下から 8 行目) の条文に関して、社会教育法第 6 条の一部改正に伴う変更がありましたので、それぞれ以下のように差し替えてください。

p.185 (下から 6 行目) : (改正前) 行う外、左の→ (改正後) 行うほか、次の

p.185 第一項 : (改正前) 行なう→ (改正後) 行う

p.186 第三項 : (改正前) 社会教育に関する施設→ (改正後) 社会教育施設

p.186 (本文下から 7 行目) : ○社会教育に関する施設→○社会教育施設

---

p.187~p.188 の条文に関して、社会教育法第 5 条の一部改正に伴う変更がありましたので、それぞれ以下のように差し替えてください。

p.187 第四項 : (改正前) その他社会教育に関する施設→ (改正後) その他の社会教育施設

p.187 第七項 (下線部は改正後の内容)

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

p.187 第八項 : (改正前) 開催及び→ (改正後) 開催並びに

p.187 第十項 (新設 : 下線部は改正後の内容)

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれ

らの奨励に関すること。

p.187 第十一項 (改正前の第十項の内容：下線部は改正後の内容)

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

p.187 第十二項 (改正前の第十一項の内容：下線部は改正後の内容)

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

p.187 第十三項 (新設：下線部は改正後の内容)

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

p.187 第十四項 (改正前の第十二項の内容：下線部は改正後の内容)

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

p.188 第十五項 (新設：下線部は改正後の内容)

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

p.188 第十六項 (新設：下線部は改正後の内容)

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

p.188 第十七項 (改正前の第十四項の内容：下線部は改正後の内容)

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

p.188 第十八項 (改正前の第十五項の内容：下線部は改正後の内容)

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

p.188 第十九項 (改正前の第十六項の内容：下線部は改正後の内容)

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

なお、改正前の第十三項は、改正後の条文では削除されました。

p.188 (本文 2 段落目の 3 行目)：16 項目→19 項目

p.188 (本文下から 4 行目)「○社会教育資料の刊行配布・・・に関すること」の項目を以下のように差し替えてください。

- 学齢児童・生徒が放課後や休日に学校や社会教育施設等で行う学習活動の実施と奨励に関すること
- 社会教育による学習成果を活用して学校や社会教育施設等で行う教育活動の実施と奨励に関すること
- 社会教育に関する情報の収集・整理・提供、情報交換、調査研究に関すること。

p.192 (下から 8 行目)の条文に関して、社会教育法第 9 条の 3 の一部改正に伴う変更がありましたので、それぞれ以下のように差し替えてください。第 1 項は表記上の変更、第 2 項は一部改正に伴って新設され、改正前の第 2 項は改正後の第 3 項となりました。(下線部は改正後の内容)

p.192 第1項：(改正前) 但し→(改正後) ただし

p.192 第2項 (新設：下線部は改正後の内容)

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

p.192 第3項 (改正前の第2項の内容：下線部は改正後の内容)

- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

p.193 (18行目) 社会教育法第9条の4の一部改正に伴い、実務経験としての「社会教育関係職」の範囲が拡大され、学校や社会教育施設における一定の職についても含まれることになりました。

p.196 (本文上から7行目) 「○3年以上…の修了者」の項目を、図書館法第5条の一部改正に伴い、以下のように差し替えてください。

- 司書補、学校や社会教育施設における一定の職としての勤務経験が通算3年以上ある者で、司書講習の修了者

p.202 (1行目)：図書館法第3条の一部改正に伴い、8項目→9項目となりました。

p.203 第3項 (下線部は改正後の内容)

- 3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいう。

p.204 (3行目)：博物館法第3条の一部改正に伴い、10項目→11項目となりました。

その他、社会教育関連の法改正については、文部科学省 Web サイト内「社会教育法等の一部を改正する法律」を参照のこと。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/08040703/shakai.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703/shakai.htm)